2021年7月 8日 放射線取扱主任者 佐波 俊哉

D2 電源棟における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則 第 22 条の 3 項の適用について

D2 電源棟において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間: 2021年 7月8日(木) から2021年 9月23日(木)まで

2. 場所: D2 電源棟 管理区域全域(図2の黄色で示す区域)

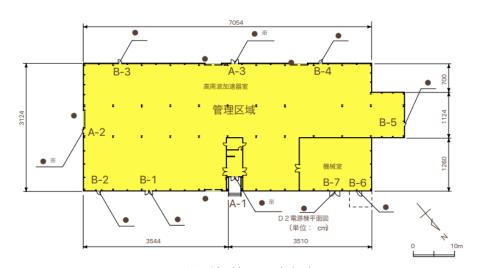


図 2 D2 電源棟 管理区域全域

配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、 管理室員